

児童相談所等機能強化基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 人員体制の強化を踏まえた職員の資質向上を含む児童相談所の機能強化、市町村及び関係機関との連携強化及び児童相談所の施設機能の強化等について具体的な検討を行い、機能強化に係る基本計画を策定するため、児童相談所等機能強化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 職員の相談対応力向上その他の児童相談所の機能強化
- (2) 市町村の相談体制強化に対する支援や市町村との連携の強化
- (3) 児童養護施設等の多機能化等に対する支援及び連携の強化
- (4) 関係機関等との連携強化
- (5) 移転改築を含む富山児童相談所の機能強化

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織する。

- 2 委員は、学識を有する者及び関係機関の代表者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 専門的な見地からの助言を得るため、委員会に特別委員を若干名置くことができる。
- 4 特別委員は、知事が委嘱する。
- 5 委員及び特別委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- 6 必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 委員会は座長が召集し、座長は議事を進行する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、富山県厚生部こども家庭室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。